一〇五万円超一一〇万円以下	一一万円
一一〇万円超一一五万円以下	八万円
一一五万円超一二〇万円以下	四万円
一二〇万円超一二三万円以下	二万円

(ハ)　前年の合計所得金額が九五〇万円超一〇〇〇万円以下の所得割の納税義務者

配偶者の前年の合計所得金額	控除額
三八万円超九五万円以下	一一万円
九五万円超一〇〇万円以下	九万円
一〇〇万円超一〇五万円以下	七万円
一〇五万円超一一〇万円以下	六万円
一一〇万円超一一五万円以下	四万円
一一五万円超一二〇万円以下	二万円
一二〇万円超一二三万円以下	一万円

ロ　前年の合計所得金額が一〇〇〇万円を超える所得割の納税義務者については、引き続き配偶者特別控除の適用はできないこととした。

(九)　(八)に伴い、平成三一年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税における調整控除について、所要の措置を講ずることとした。(第三七条及び第三一四条の六関係)

(一〇)　平成三一年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税における累積投資勘定が設けられている非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税措置について、当該非課税口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算する等所要の措置を講ずることとした。(附則第三五条の三の二関係)

(一一)　法人の道府県民税及び市町村民税に係る控除対象還付法人税額の繰越控除について、災害損失欠損金の繰戻しによる還付に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。(第五三条及び第三二一条の八関係)

(一二)　租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の道府県民税及び市町村民税の徴収猶予について、租税条約の相互協議に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。(第五五条の二～第五五条の四、第三二一条の一一の二及び第三二一条の一一の三関係)

(一三)　法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずることとした。(附則第八条関係)

(一四)　法人の道府県民税及び市町村民税の特定寄附金税額控除について、以下の措置を講ずることとした。(附則第八条の二の二関係)

(1)　修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書が控除を受ける金額を増加させるものであるときに限り、控除の対象となる特定寄附金の額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類並びに当該書類に記載された寄附金が特定寄附金に該当することを証する書類の添付を必要とすることとした。

(2)　控除する金額について、確定申告書等に添付された書類に記載された特定寄附金の額を限度とすることとした。

2　事業税

(一)　法人の事業税の確定申告納付に係る期限について、法人が会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより各事業年度終了の日から三月以内に決算についての定時総会が招集されない常況にあると認められる場合には、当該定めの内容を勘案して三月を超え六月を超えない範囲内において道府県知事が指定する月数の期間内に申告納付することができることとした。(第七二条の二五関係)

(二)　地方税法の規定に基づく条例の定めるところにより申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、法人の事業税の中間申告納付に係る期限と確定申告納付に係る期限とが同一の日となる場合には、当該中間申告納付をすることを要しないものとすることとした。(第七二条の二七関係)

(三)　租税条約に基づく申立てが行われた場合における法人の事業税の徴収猶予について、租税条約の相互協議に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。(第七二条の三九の二～第七二条の三九の四関係)

(四)　法人の事業税の分割基準について、次のとおり改めることとした。(第七二条の四八関係)

(1)　電気供給業に係る法人の事業税の分割基準を、次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割する基準とすることとした。

イ　電気事業法第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（以下「小売電気事業」という。）（これに準ずる一定の事業を含む。）　課税標準額の総額の二分の一に相当する額を事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）の数に、課税標準額の総額の二分の一に相当する額を事業所等の従業者の数に按分すること。

ロ　電気事業法第二条第一項第八号に規定する一般送配電事業（以下「一般送配電事業」という。）、同項第一〇号に規定する送電事業（以下「送電事業」という。）（これに準ずる一定の事業を含む。）及び同項第一二号に規定する特定送配電事業　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

(イ)　(ロ)に掲げる場合以外の場合　課税標準額の総額の四分の三に相当する額を事業所等の所在する道府県において発電所の発電用の電気工作物（電気事業法第二条第一項第一八号に規定する電気工作物をいう。以下同じ。）と電気的に接続している電線路（一定の要件に該当するものに限る。以下同じ。）の電力の容量（キロワットで表した容量をいう。以下同じ。）に、課税標準額の総額の四分の一に相当する額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

(ロ)　事業所等の所在するいずれの道府県においても発電所の発電用の電気工作物と電気的に接続している電線路がない場合　課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

ハ　電気事業法第二条第一項第一四号に規定する発電事業（以下「発電事業」という。）（これに準ずる一定の事業を含む。）　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより課税標準額の総額を関係道府県ごとに分割すること。

(イ)　(ロ)に掲げる場合以外の場合　課税標準額の総額の四分の三に相当する額を事業所等の固定資産で発電所の用に供するものの価額に、課税標準額の総額の四分の一に相当する額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。

(ロ)　事業所等の固定資産で発電所の用に供するものがない場合　課税標準額の総額を事業所等の固定資産の価額に按分すること。